

議案第 23 号

民法改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

民法改正に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 5 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

民法改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(木古内町公営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 木古内町公営住宅の設置、整備及び管理に関する条例（平成9年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第18条第2項中「とともに第11条第1項第1号の連帯保証人に通知するものとする」を削る。

第39条第3項中「年5分」を「法定利率」に改める。

(木古内町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 木古内町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成12年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とする。

第14条第2項中「とともに第9条第1項第1号の連帯保証人に通知するものとする」を削る。

第17条中「において、連帯保証人の欠員その他の」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。